

東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金等の免除に関する件

東日本大震災から1年9か月が経過した今日も、津波により住まいを失ったのみならず生業の道も絶たれ、仮設住宅等で不便な暮らしを強いられている被災者が少なくないなど、被災者の生活再建には、なお多くの課題が山積している。

このような中、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の免除並びに介護保険サービス利用者負担額の免除措置について、本年9月30日をもって国による全額財政支援は打ち切られ、10月以降は、国の支援は所要額の8割に削減され、残りは被災自治体の保険者の負担とされたところである。

被災者の生活はいまだ十分再建されたとはいえ難い状況であり、10月以降も各保険者の判断により多くの市町村で免除措置が継続されているが、被災地の保険者の財政に大きな影響を与えている。

よって、国会及び政府におかれては、下記施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の免除並びに介護保険サービス利用者負担額の免除措置について、平成24年10月に遡及して国の全額負担を行うこと
- 2 上記1の措置について、平成26年3月まで継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
復興大臣東日本大震災総括担当 様

仙台市議会議長 佐藤 正昭